

厚生労働省告示第二百五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に改める。